

2011年4月24日（銀労研）

## TPP（環太平洋連携協定）問題——その背景と不透明な展望

高田太久吉（参論倶楽部）

### 1. TPP交渉の経緯(米国のNAFTA拡大政策)

(1)NAFTA締結の直後、クリントン政権は西半球とアジア太平洋地域を含む広域のNAFTA型自由貿易圏の実現を構想し、1994年APEC首脳会議に提案したが関係国の調整がつかないため、進捗しなかった。

(2)2000年末に、APEC加盟の3カ国（シンガポール、ニュージーランド、チリ）がTPP交渉を開始したが、クリントン政権はニュージーランドの酪農品・牛肉取引が国内農業ロビーの反発を招くのを警戒して、参加を見送った。3カ国のTPP協定は2003年に成立し、その後2005年にブルネイが加わった(Pacific-4)。2002年のAPEC首脳会議でもニュージーランドは米国の参加を持ちかけたが、米国は参加を受け入れなかった。NAFTA型の自由化協定をアジア太平洋地域に拡大する場合の最大の問題は米国とニュージーランドの間の酪農・農業製品問題の調整であり、そのため、TPP問題はニュージーランドでは非常に活発に議論されている。

(3)2005年7月 P4協定が成立、2006年に各国が批准して発効（P-4はAPEC加盟国に門戸開放された。ただし、P4合意では、金融・保険・証券関連項目は当面協定の適用外とし、発効後2年以内に金融サービスと投資に関する新しい交渉ラウンドを開始することで合意した。一方、米国ブッシュ政権は11月に新たにアジア太平洋貿易圏(FTAAP)構想を発表し、引き続いてクリントン政権以来のNAFTAタイプの自由貿易圏をアジア太平洋地域に拡大する方針を維持した。

(4)2008年3月米ブッシュ政権は、P-4が金融サービスと投資に関する交渉を開始したことを受けて、P4への参加をめざし交渉を開始。同年9月ブッシュ大統領は、議会にオーストラリア、ペルー、ベトナムを含めた交渉(P8)への参加を通知。

(5)2009年2月、オバマ新政権は同年3月に予定されていたP-8の交渉を、政権移行期のため、USTRの人選と貿易政策の見直しが完了するまで延期することを要請した。

(6)オバマ大統領は、2009年11月、東京訪問中にTPP交渉参加にむけての政策の基本方針を初めて明らかにした。（後掲資料サントリーホールでの公演を参照）

(7)2009年12月 オバマ政権のUSTR代表がTPP交渉への参加を説明する書簡を議会に送った。

(8)2010年3月メルボルン第1回政府間交渉(P8)開催

(9)2010年10月菅首相が交渉参加にむけた検討開始表明 マレーシアが交渉参加（P9）

(10)2011年 3月シンガポール（第6回）で政府間交渉

6月ベトナム（第7回）

9月サンフランシスコ（第8回）

10月ペルー（リマ）（第9回）

11月のAPEC首脳会議（ハワイ）で最終的妥結をめざす

## 2. 米国のTPP参加のねらい

(1) (国務省見解) Daniel Sullivan, Assistant Secretary of State for Economic, Energy and Business Affairs, Address to the National Association of Manufacturers, Sep. 26, 2008. Enhancing U.S. Trade and Export Opportunities, Press Release US State Dept.

アジア太平洋地域の統合におけるアメリカのプレゼンスを確保し、さらに、ブッシュ政権が打ち出したアジア太平洋貿易圏(FTAAP)実現のためのステップとしての役割が期待できる（言い換えると、それ自体としてはただちに実質的メリットはない。TPP-7との貿易は、アメリカの環太平洋貿易の7%、貿易全体の2%を占めるにすぎない）。

(2) 米国貿易代表部(USTR)の見解 USTR, United States to Join Sectoral Negotiations with Four Asia-Pacific Countries Will Explore Participation in Broader Strategic Partnership Agreement, USTR News, Feb.04, 2008, and other documents released by USTR.

アジア太平洋地域は、高い成長率を達成し、世界中から投資を引きつけ、貿易量を拡大し、世界の経済成長の推進力となっている。アジア太平洋地域にはすでに175件のFTAが発効しており、さらに発効予定が20件、交渉中のFTAが50件以上ある。これらの中でアメリカが関係しているのは少数で、この地域におけるアメリカの輸出は急速に増大しているが、そのシェアは減少傾向にある。

TPPは、より拡大されたアジア太平洋貿易圏実現のためのステップとして役立つ可能性をもっている。既存の参加国は、今後も参加国が増加することを期待している。マレーシアの参加はその良い例である。

(3) (アメリカ商工会議所) US Chamber of Commerce, Written Comments on the Proposed Trans-Pacific Partnership Free Trade Agreement with Singapore, Chile, New Zealand, Brunei Darussalam, Australia, Peru and Vietnam. March 11, 2009.

TPPがアジア太平洋貿易圏(FTAAP)に拡大発展することを想定すると、TPP交渉に米国が参加し、影響力を行使することはぜひとも必要である。アジア太平洋地域ほど米国の企業に貿易と投資の機会を提供する地域は見当たらない。この地域では最近だけで150以上のFTAが合意されており、その多くで米国は除外されている。TPP交渉の目標は、関税ならびに非関税障壁の早期撤廃、あらゆる分野の商品、サービスを含む例外なき自由貿易、あらゆる分野に関する透明で予測可能な規制とルール作りである。

サービスの取引について。あらゆるサービス分野の市場障壁を取り除き、残された規制に

については、ネガティブリスト方式を採用する。重要なサービス分野は、金融、通信、法曹、会計、コンピュータ・サービス、視聴覚サービス、メディア、配送サービスである。金融分野に関しては、日米構造協議がモデルとなる。金融分野の合意は、高いレベルの投資家保護、完全な内国民待遇他を含まなければならない。

商品取引の重要分野には、薬品と医療機器、農業、ソフトウェアを含む電子取引が挙げられる。さらに、公正な競争を保障する競争政策、高いレベルでの知的所有権の保護が目指されなければならない。

(付記) 米国商工会議所は日本の経団連に相当する財界ロビー。主要貿易相手国に支部をもち、それらは他の財界ロビー、および主要多国籍企業(AT&T, Boeing, Cargill, Caterpillar, Chevron, Citibank, Coca-Cola, Dow Chemical, Exxon Mobil, GE, Hewlett-Packard, IBM, Intel, JC Penney, Johnson & Johnson, NIKE, Wal-Mart, etc) と連名で「TPP をめざす企業連盟」(US Business Coalition for TPP) を結成し、米国主導の TPP を推進するためのロビー活動を展開している。

(4) ビジネス・ラウンドテーブルの見解 Business Roundtable Statement on Obama's Commitment to Trans-pacific Partnership Negotiations, Nov.16, 2009.

----- Roadmap for Growth, Dec. 2010.

Slaughter, Matthew, How Multinational Companies Strengthen the US Economy, Published by Business Roundtable and United States Council Foundation, Spring 2009.

多数国間貿易自由化をめざす TPP 交渉への参加を表明したオバマ大統領の声明を歓迎する。貿易と輸出の増大はアメリカ経済の成長と雇用創出にとって決定的に重要である。貿易に依存する雇用の量は、1992 年の 1400 万人から現在では 3800 万人に増大し、その多くが多国籍企業の海外活動によってもたらされている。2010 年末までに世界全体で 400 件を超える FTA 発行が見込まれており、それらは世界の貿易全体の半分以上をカバーしている。アメリカの多国籍企業が、より多くの高給で投資・貿易指向の雇用を作り出せるように、これまで以上に二国間および地域的貿易自由化交渉を進め、アメリカ企業のための市場を開放しなければならない。

(付記) ビジネス・ラウンドテーブルはアメリカの主要大企業・多国籍企業のトップ経営者によって構成される影響力のある財界ロビー。アメリカの経済政策をめぐって、これまでのさまざまなレポート、提言などを公表してきた。

(5) サービス産業連盟の見解 Coalition of Service Industries(CSI), Statement on the Proposed Trans-Pacific Partnership Agreement, March 4, 2009.

米国はサービス経済の国である。GDP の 80%、雇用の 80% はサービス部門で生まれ、サービスの交易量は急増している。民間部門のサービスの輸出(2008 年)は、総額 5350 億ドル、貿易黒字は 1670 億ドルに達している。TPP 交渉の成功は、高い基準の自由貿易協定を通じて、アメリカのサービス産業により大きな市場を提供することになる。TPP がアメ

リカのサービス産業の利益を促進するためには、金融サービスと投資に関する条項が近年のアメリカの自由貿易協定に含まれている高い基準を反映する必要がある。それは、ネガティブリスト方式によって、すべてのサービス分野の包括的な自由化を目指す必要がある。また、高い基準の投資家保護を実現するために、政府間交渉のチャンネルとは別の、投資家・政府間係争処理手続きを含まなければならない。

(付記) CSI の中心は金融産業で、今回の TPP 交渉における金融産業（保険、シャドーバンキングを含む）の利害と要求をもっとも典型的に代弁している。

(6)議会調査サービス(CRS)の概説 I. Fergusson & B.Vaughn, The Trans-Pacific Partnership Agreement, CRS Report for Congress, June 25, 2010. (TPP の歴史と議論の概説)

政権移行期にあったオバマ政権にとって、WYO ドーハラウンドの展望が見えず、コロンビア、パナマ、韓国との 2 国間協議が順調に進捗しない状態で、財界、金融界の要求に対応する経済外交の方向を提示する必要性があった。

(付記) 議会調査サービスは議会図書館の附属調査機関で、両院の委員会および委員のために、審議のための資料を準備する役割を担っている。調査部門は、法律関係、社会政策、外交・防衛・貿易、政府・財政、資源・科学・産業の 5 分野に分かれている。

以上に表明されたアメリカ財界およびその意を受けた通商代表部・国務省のねらいは、(1)TPP 交渉の焦点が金融サービスの取引と投資問題に移ったことを受けて、アメリカが主導権を握って TPP 交渉をすすめる、まずは P9 の範囲で高い水準の複数国間自由化協定を実現する。(例外なき関税・非関税障壁の撤廃、強い投資家保護、政府間交渉によらない投資家・政府間係争処理など)。

(2)P9 で高い水準の金融・投資自由化を実現すること、ニュージーランドと米国間の農産物問題の調整は容易ではないし、ベトナム・ブルネイなどで浮上している労働問題の処理も困難が想像される。仮にこれらが調整できたとしても、P9 のままではアメリカにとって実質的なメリットはない。したがって、できるだけ早期に日本、できれば韓国を引き入れて、アメリカの輸出が実質的に増加する条件を備えた TPP に拡張する（ただし、韓国とはすでに二国間協定が成立しており、新たに韓国が参加する可能性は当面小さいと見られる）

(3)拡張された TPP を基準としてブッシュ政権がめざしたアジア太平洋貿易圏 (APEC および ASEAN を包括する多数国間貿易・投資自由化協定) の実現をめざす。これにより、WTO ドーハラウンドの行詰りを打開し、ブッシュ構想よりも高い基準の貿易・投資自由化を実現する。

(4)同時に、これにより中国主導の東アジア地域貿易圏の形成が進むのを阻止し、東アジア諸国との同盟関係を強化、あるいは政治的・外交的・軍事的影響力を強化する。

仮にオバマ政権のねらいが以上のようなものであったとしても、その成功裏での達成は不透明で、達成したとしても、アメリカ経済の改善（輸出倍増による雇用創出）にはほと

んど貢献しないであろう。すでに政権基盤が大きく弱体化しているオバマ政権にとっては、農業分野や AFL-CIO に代表される労働組合からの批判を受けることは回避したいであろう。しかし、正式参加を表明し、財界ロビーから実現を迫られている TPP 交渉を投げ出すことはできないであろうから、「実をすてて名を取る」だけの結果になる可能性が大きい。

### 3. 日本での TPP 問題の経緯

(1)2009 年 11 月 14 日 オバマ大統領の演説（東京 サントリーホール）

アジア太平洋地域の繁栄・平和のために「米国と日本の永続的かつ再活性化された同盟関係」の必要性を強調。日本韓国、オーストラリア、タイ、フィリピンとの同盟関係を含む新しいパートナーシップを構築する・・・日本の安全保障とアジアの安全保障に対する米国のコミットメントはゆるぎないもの・・・中国を封じ込めるのではなく、実用主義的協力を追求する・・・アジア太平洋経済協力フォーラムは地域的商業と繁栄を促進し続けている・・・G20 が今国際経済協力の中心フォーラムになっている・・・世界がアメリカの消費者とアジアの輸出業者に依存しながら成長する図式は限界に達した・・・私たちは今、歴史において異なる道を選ぶ機会を持つ稀な変曲点に到達している・・・米国が求める新戦略は、貯蓄を増やし、支出を減らし、金融システムを改革し、長期的債務を削減する・・・輸出に重点をおいた雇用戦略・・・輸出を増やすことは何百万もの新規雇用を創出する可能性を秘めている・・・ドーハ合意を通じて、世界中の市場を開放し、輸出を増大させなければならない・・・米国は、広範にわたる締約国が参加し、21世紀の貿易合意にふさわしい高い基準を備えた地域合意を形成するという目標をもって、太平洋を越えたパートナーシップ諸国と関与してゆく・・・」

(2)2010 年 10 月 1 日の菅首相が所信表明演説で TPP 交渉への参加問題を検討すると表明。大手新聞をはじめ各メディアが TPP 交渉参加支持を表明する論調を展開するようになる。

(3)これを受けて、同 10 月 27 日に、内閣官房資料 1 『包括的経済連携に関する検討状況』同資料 2 『EPA に関する各種試算』 同資料 3 『農林水産省試算』 同資料 4 『経済産業省試算』 が公表される。

(4)以上と別に日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部『環太平洋戦略経済連携協定(TPP)の概要』（2010 年 11 月 2 日）公表。

(5)2011 年 2 月農林中金総合研究所『TPP（環太平洋連携協定）に関する Q & A』公表  
合わせて、JC 総研「TPP 疑問・反論シリーズ」（国民に見えてこない TPP のメリット・デメリット～早急に求められる TPP 交渉全貌の情報公開）2011 年 2 月 9 日を参照。

(6) 2011年2月23日 民主党や国民新党の国会議員による「TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）を慎重に考える会」（会長・山田正彦前農水相）を中心に、新たに有識者を交えた超党派の「TPPを考える国民会議」が発足

代表世話人 宇沢 弘文(東京大学名誉教授)

副代表世話人 久野 修慈(中央大学理事長、精糖工業会会長、和菓子振興会会長)

世話人 山田 正彦(衆議院議員) 金子 勝(慶應義塾大学経済学部教授)

榊原 英資(青山学院大学教授) 鈴木 宣弘(東京大学大学院農学生命科学研究科教授) 谷口 信和(東京大学大学院農学生命科学研究科教授) 服部 信司(日本農業研究所客員研究員) 堀口 健二(早稲田大学副総長 常任理事 政治経済学術院教授) 森田 実(政治評論家) 高田 明和(浜松医科大学名誉教授 医学博士) 今田美奈子(国際食卓芸術アカデミー協会会長) 山中 教子((株)サウンドTAKA代表取締役社長 元卓球世界チャンピオン) 梶井 功(東京農工大学名誉教授) 大田原高昭(北海道大学名誉教授) 原中 勝征(社団法人 日本医師会会長) 児玉 孝(社団法人 日本薬剤師会会長) 茂木 守(全国農業協同組合中央会会長) 世話人 中谷 巖(一般社団法人 不識庵 理事長) 下山 久信(食と農の再生会議 事務局長)(平成23年3月24日現在、敬称略、順不同)

日本における TPP 交渉参加をめぐる今後の議論の帰趨はきわめて不透明である。

(1) TPP に参加した場合の経済的効果について信頼できる評価が存在しない。

経済学は、こうした複雑な制度変更の将来的効果を正確に評価できない。

(2) TPP 参加を支持する議論の論拠がきわめて薄弱で、説得力がない。

「平成の開国」論 「韓国に追いこされる」論 「グローバル化に乗り遅れる」論他

この点は、中野剛志『TPP 亡国論』(2011、集英社新書)、萩原伸次郎『日本の構造「改革」と TPP』(2011、新日本出版) 他が厳しく指摘している通りである

(3) 民主党をふくめ政治的意思統一が困難 政府の政治的主導権が発揮できない。

(4) 農林関係者を中心に強い不安と批判がある

例えば、北海道議会は8日、臨時会を開いて「TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉への参加を行わないよう求める意見書」を全会一致で可決しました。意見書は、▽重要品目の関税撤廃の例外措置が認められない場合、本道の農業生産額は5563億円失われ、販売農家全戸数の7割を超える3万3000戸の営農が困難になる▽漁業生産額にも500億円を超える影響が予想され地域経済の崩壊が懸念される—ことなどをあげ、TPP交渉への参加を行わないこと、EPA(経済連携協定)、FTA(自由貿易協定)などで重要品目を関税撤廃の対象から外すことを求めています。高橋はるみ知事は採択後に発言を求め、「本道の経済や地域社会の崩壊にもつながる、深刻な状況に直面することが懸念される」とTPPへの参加を行わないよう国に働きかける決意を表明しました。同意見書をめぐっては、民主党が、「TPP交渉への参加は時期尚早であり行わない」と「時期尚早」に固執する姿勢を示しましたが、「それでは時期が来たら参加できるのか」という声が噴出。各党派の協議の結果、「時期尚早であり」の部分は削除されることになりました。(日本共産党のウエブサイト情報) さらに、農林中金総合研究所『TPP(環太平洋連携協定)に関するQ&A』(2011年2月)および同研究所が提供するリンク情報を参照されたい。

(5)東日本大震災からの復興過程の見通しが不透明・原発事故の影響と今後の収束過程が見極められず、当面 TPP 問題への政治的社会的関心が拡散。

#### 4. アメリカでの議論に見る TPP 批判の論点

##### (1)Public Citizen の TPP 批判

P-9 への参加を表明したオバマ政権の政策を批判し、議会の公聴会他でアメリカの TPP 参加問題を厳しく、かつ系統的に批判してきたのは、ラルフ・ネーダーが消費者運動のために立ち上げた NGO の Public Citizen である。Public Citizen は、経済法、国際法の専門家を含め、非常に高いレベルの調査・提案能力をもっており、1980 年代末に多国籍企業が主導する多数国間投資協定(MAI)をめざす OECD 交渉を阻止し、この交渉の継続をはかった WTO 理事会(シアトル)を流会に追い込んだ国際的な労働組合と NGO の運動においても、指導的な役割を果たした。以下に、Public Citizen がオバマ政権の TPP 交渉参加(正確には、末期ブッシュ政権下の米国通商代表部(USTR)が米公報(Federal Register, Jan.23, 2009)に公表した TPP 参加方針)をめぐる、米国通商代表部に書面で提出した証言(パブリック・コメント)を紹介する。

Public Citizen, Testimony Regarding the Proposed United States-Trans-Pacific Partnership Free Trade Agreement, March 4, 2009.

Public Citizen のパブリック・コメントは、オバマ政権がブッシュ政権の方針を継承して TPP 交渉に参加する方針を表明したことに対して、以下の 4 点を挙げて批判している。

##### 1. NAFTA スタイルの貿易自由化協定は国民経済と労働者の権利を損なう

ブッシュ政権がやり残した NAFTA スタイルの貿易自由化協定をさらに拡大するための交渉を継続することは、オバマ大統領が約束し、アメリカ市民が求めている貿易改革の方針と矛盾する。NAFTA スタイルの貿易自由化協定は、外国の投資家に不当に大きな権利と保護を与えていること、労働組合の諸権利を制限していること、環境問題への独自の取り組みが困難になること、国民経済を重視する政府調達(財政支出)が制限されること、国内農業の衰退と移民問題の深刻化を引き起こすこと、などの深刻な問題を含んでいる。オバマ大統領は選挙キャンペーンの中で、大統領としてこれらの問題の改善のために貿易政策を見直すことを約束していた。民主党もその政策プラットフォーム(マニフェスト)で同様のことを掲げていた。その約束を守るべきである。

最近の世論調査によれば、アメリカ市民の多数がこれまでの米国政府の貿易政策、とりわけ NAFTA スタイルの貿易自由化協定が自分たちに不利益をもたらしていると考えている。例えば、2008 年 6 月の Rasmussen 調査では、73%のアメリカ人が FTA が自分の家族に不利益をもたらしたと答えており、利益があったと回答したのは 14%で、56%の人が、NAFTA は再交渉すべきであると考えている。アメリカ下院では 54 人の議員が連名でオバマ大統領に TPP 交渉への参加見直しを求める書簡を提出している。

2.1930年代以来の深刻な金融危機を引き起こしたばかりのアメリカで、政府がなによりもやってはならないことは、金融サービスのこれ以上の自由化、規制緩和である。

ブッシュ前政権が TPP 交渉への参加を表明した段階で、P-4 の間の議論の焦点になっていたのは、金融サービスに関する自由化と規制緩和、ならびに更なる投資家の権利保護であった。2008年2月の USTR の広報においても貿易と投資に関する条項が基本的な重点になると記されている。金融分野の自由化と規制緩和を重視する政策は、これまでも、自由貿易の強固な擁護者からさえ、今回の金融危機の要因として、強い批判を浴びてきた。これから G20 を中心に新たな金融規制の強化が話し合われようとしている時に、金融自由化と規制緩和をめざす TPP 交渉を行うことは、自己撞着(antithetical)である。

WTO の GATS (サービスの貿易に関する一般協定) はサービスの貿易の自由化を推進しようというものであるが、その中でも最大の問題は金融サービスに関する条項である。WTO の発足に先立つ交渉では、金融サービスの自由化は多くの参加国の懸念の的であったが、GATS とその後締結された FTA の多くが金融サービスの自由化に関する条項を取りこむようになった。米国のグラス＝スティーガル法が撤廃された一つの背景は、クリントン政権が GATS 交渉の過程で同法の撤廃を約束していたことである。米国と OECD 加盟国は、さらに WTO の「金融サービス分野に関する了解」(Understanding on Commitment in Financial Services)に同意しており、これは米国政府が銀行、その他の金融サービス、および保険に対する規制を行うことを大きく制限している。したがって、米国政府が金融分野の規制を強化するためには、ドーハラウンドの継続ではなく、これら関連する WTO 協定を見直すことが必要になる。

3.現行の FTA モデルは、雇用の増大も賃金の引き上げももたらさないばかりか、輸出の増加にも貢献しない。

FTA モデルの貿易-雇用関係に関するこれまでの実証研究は、賃金、格差、貿易赤字、雇用などに関して、FTA が負の効果を及ぼしてきたことを示している。したがって、現行モデルの FTA をさらに拡張することは、オバマ政権の公約である雇用創出、所得格差改善という目標と矛盾する。実証研究によれば、FTA に参加していない国は FTA に参加している国よりも急速に経済成長を遂げている。アメリカの輸出は、FTA 相手国よりも、それ以外の国に対する輸出の方が倍近くも早く増加している。アメリカは、FTA 相手国との取引で、ますます大きな貿易赤字を経験している。ようするに、FTA は、アメリカの輸出促進の障害になっているのである。このことは、政府の貿易担当者によっても認められている。(ブッシュ前政権の貿易担当官 K.Bhatia の韓国でのスピーチ (2006年10月)を参照せよ) 現在の TPP 交渉の最重要な焦点は投資保護であり、これによって、企業はますます容易に低賃金労働を求めて途上国に拠点を移すことができるようになる。その結果、多国籍企業の利害は、国民経済の利害とますます深刻に矛盾するようになる。アメリカの労働者はます



ます直接的に途上国の低賃金労働者との競争にさらされるようになり、賃金とともに労働条件の悪化にも直面せざるをえない。権威ある研究によれば、アメリカ国内の経済格差の40%は、貿易政策によって引き起こされている。それは、1労働者家計あたり年間2000ドルの損失を引き起こしている（輸入商品の価格低下を織り込んだ数値）。貿易は、一般的な雇用量だけではなく、雇用の質、雇用の構成に影響を及ぼす。アメリカの労働者は、NAFTA-WTOの時期を通じて、製造業部門からサービス部門への大量の雇用の移動、これにともなう賃金低下と労働条件悪化に直面してきた。製造業からサービス部門に異動した労働者は、たとえ再雇用されても賃金は20%以上低下している。オフショアリングによる雇用喪失は、最近では製造業ではなく、高度の専門能力が必要で高給を期待できる雇用分野に及んでいる。

#### 4.TPPは、環境破壊につながる貿易構造を促進する

TPPは国際的な長距離輸送（環太平洋交易）を増大させ、一酸化炭素の排出を促進する。国連の調査によれば、商業的運送が排出する一酸化炭素の量は、従来の予測値の3倍で、世界の排出量の4.5%を占めている。ある調査によれば、米中間の貿易増大（アメリカの輸出増加）は、長距離運輸だけではなく、エネルギー効率の低下という面からも一酸化炭素排出の増加要因になっている。

（付記）Public Citizenの貿易問題専門家Lori Wallach & Travis McArthurが作成した資料US Participation in the Trans-Pacific Partnership(TPP) Agreement, Jan.15m, 2010, は、TPP交渉への米国歴代政権の関わりと、現在交渉中のTPPの問題点について簡潔かつ的確な分析を行っており、非常に有益な資料である。参照を薦めたい。

(2)5つのNGOが連名で公表した、投資家保護、金融自由化、環境保護、労働者の権利その他に関する10の提言。Earthjustice, Friend of the Earth, The Institute for Policy Studies, Public Citizen, Sierra Club, Investment Rules in Trade Agreements: Top 10 Changes to Build a Pro-Labor, Pro-Community and Pro-Environment Trans-Pacific Partnership, August 9, 2010.

1. 投資家と政府の間の係争問題を取り扱っている国際審判所(international tribunals)の制度は、説明責任を欠き、標準的な司法ルールと抵触し、控訴手続きが保障されていない。外国投資家（企業のこと；引用者）と受け入れ国政府間の係争問題は、政府間の外交ルートを通じて処理されるべきであり、それが困難な場合には、国内の司法制度による解決を優先すべきである。
2. 外国の投資家の権利保護に関する曖昧な条文が、米国政府の憲法に合致した広範な措置に関して投資家による国際審判所への提訴を可能にしている。これらの条文を明確化し、投資家の政府に対する不当な要求を制限すべきである。
3. 現行のFTAは、公共的目的に拠る企業財産の収用だけではなく、政府の行政措置によ

って投資家の資産価値が減少した場合にも、投資家が政府に対してその補償を求めることを可能にしている。所有権の変更を伴わない政府の措置による価値変動を収用と見なす解釈を排除するための改正が必要である。

4. 投資の定義を、米国憲法によって保護されるべき実体的な所有権および財産に対する特定の利益に限定するべきである。
5. 米国が結んでいる FTA は、資本取引に対する規制を排除している。さらに、FTA は外国為替取引に対するトービン税の導入を不可能にしている。しかし、金融危機に対処し、将来の金融危機の危険性を減じるためには、政府が実施する資本取引規制は投資家による損害賠償要求の対象から除外されるべきである。
6. 健康、安全、および環境の保護、天然資源の保全、国際的な人権および労働権については、同様に、投資家の権利要求から除外して一般的に規定されるべきである。
7. 企業が海外子会社を利用して、国際審判所を通じて自国政府に損害賠償を請求するループホールを封じるべきである。
8. 外国投資家の権利を受け入れ国政府による法外な侵犯から保護するための条項は、現状では濫用の可能性を残している。例えば環境保護の目的で実施される規制が損害賠償請求の根拠とされる場合がある。条文の改定が必要である。
9. 現在の最恵国待遇規定は、外国の投資家が自国で保障されているよりも大きな権利を行使する可能性を残しており、投資家が自分にもっとも有利な基準をもとめて裁定行動をとる余地を残している。
10. 米国の FTA 相手国には、資本輸出国あるいは大規模な国有企業が存在する国が含まれている。米国内で投資する企業が、自国での不当な補助金や有利な資金調達で優遇されるのを防止する条項を盛り込む必要がある。

(付記) なお、この提言文書には、それぞれの項目について詳細な説明と、具体的な条文改正の提案が添えられているので参照してほしい。また、投資家の権利に対する過大な保護が政府の公共的観点からのさまざまな規制を困難にする問題、海外の投資家が受け入れ国内の裁判所ではなく国外の審判所を利用して損害賠償を求める問題は、先の MAI をめぐる論争でも、多くの法律専門家や NGO の懸念を呼び起こしてきた。拙稿「投資自由化と多数国間投資協定(MAI)」商学論纂 第 42 巻第 5 号、2001 年 3 月を見られたい。また、現在の TPP 交渉をめぐっても専門家からこれらの問題、とくに外国の投資家保護に関する条項が、今後必要な金融市場の改革と規制強化の大きな障害になる危険性が指摘されている。例えば、以下の文献を見られたい。

Center for International Environmental Law(CIEL), CIEL's Comments on the Trans-Pacific Partnership, March 11, 2009.

Forum on Democracy & Trade, Why an Investment Chapter at a Time of Financial Crisis?, March 10, 2009.

(3)アメリカおよび世界各国の著名な経済学者 257 名が署名し、米国クリントン国務長官、

ガイトナー財務長官およびカーク USTR 代表あてに送られた書簡のテキスト（仮訳）。

親愛なるクリントン長官、ガイトナー長官、ならびにカーク USTR 代表

下記に署名した私たち経済学者は、金融のプルーデンス（健全性保持）政策に関連する経済文献における重要な新しい動きについて警告し、合わせて、米国の貿易・投資協定において資本規制が大きく制限されている点について特別な懸念を表明するものです。

全米経済研究所、IMF その他が最近公表した権威ある研究は、途上国への短期資本の流入に対する制限が、危険な資産バブルの発生と為替レートの上昇を抑制し、関係国に通貨政策実施の面でより大きな自立性を与えることを明らかにしている。

今回のグローバル金融危機とその余波の甚大性を考えるなら、諸国は今後の金融危機を予防し、緩和するために利用可能なあらゆる手段を必要とするであろう。資本取引に対する規制は万能薬ではないが、上記の研究は、資本取引を管理する手段が、G20 のソールサミットで支持された「注意深く設計されたマクロ・プルーデンス手段」の中に含まれるべきであるというのが専門家の合意になりつつあることを示している。実際に、ここ数か月間に、タイやブラジルをふくむ多くの国が、短期資本流入の増大に対処するために、さまざまな資本規制手段を実施に移している。

私たちは、また、米国の多くの自由貿易協定と二国間投資協定が、協定相手国が資本取引を規制する権限を厳しく制限していることに懸念を表明するものである。それらの協定の資本移転に関わる条文は、当該政府に対し、対象となる投資が「自由かつ遅滞なく領土内に持ち込まれ、あるいは持ち出されるよう」あらゆる資本移転を容認することを求めている。

これらの協定のもとでは、外国の民間投資家は、こうした規定に違反しているという理由で、政府を国際審判所に効果的に提訴する権限をもつ。米国が最近合意したいくつかの貿易協定は、資本取引規制措置に関連して、外国の投資家が補償を受けることのできる損失に上限を設け、投資家が訴状を提出するまでの「冷却」期間を延長するなどの修正を盛り込んでいる。しかし、こうした部分的修正は、政府がそうした正統な政策手段を行使する権威を保証するには依然として不十分である。他の主要な資本輸出国が結んだ貿易・投資協定は、もっと大きな裁量の余地を政府に残している。

われわれは、米国が将来取り結ぶ自由貿易協定ならびに二国間協定では、投資家による提訴の対象になることなく、政府が金融危機を予防し緩和するための選択可能な政策メニューの一部として、資本規制の実施が許容されることを提唱するものである。

(以下に 23 名の発起人、116 人の米国所属の経済学者、117 人の米国外の経済学者の署名がある。)

(3)労働問題については、AFL-CIO が、ニュージーランドとチリを除く P-8 各国の労働事情と労働者の権利保護に関するサーベイを公表しているので参照されたい。

**AFL-CIO, Written Comments Regarding the Proposed United States Trans-Pacific Partnership Free Trade Agreement, March 10, 2009.**

(付記) この報告書は、それぞれの国の、結社の自由、団体交渉権、争議権、労働条件、その他についての AFL-CIO の評価を公表している。TPP 参加国のなかでは、予想されるように、ベトナム、ブルネイに関して厳しい評価が盛り込まれている。ただし、AFL-CIO はこのサーベイ結果を根拠にして TPP に直ちに反対しているわけではない。AFL-CIO が公表しているこの他の **Testimony, Declaration** などが明らかにしているように、AFL-CIO は TPP を含むアメリカの各種貿易協定が、米国の労働者の権利と労働条件に負の影響を及ぼすことを懸念し、交渉過程が十分に国民に開示されていないことに不満を表明し、かれらが求める条件を満たさなければ支持しない可能性があるということを表明している。

なお、以下の資料を参照されたい。

**AFL-CIO, Waiting for Trade Policies That Build the Middle Class and Protect Workers' Rights: Fighting More NAFTAs, AFL-CIO Executive Council Statement, March 02, 2011.**

**AFL-CIO がオーストラリア、ニュージーランド、シンガポールの労働組合連合と連名で出した宣言、Labor Declaration on the Negotiation of the Trans-Pacific Partnership Trade Agreement, March 15, 2010.**

## 5. まとめ

ももとの TPP(P4)は、APEC 加盟の一部の国の間の自由貿易協定であり、米国政府はこれまで積極的な関心を示してこなかった。オバマ政権のもとで米国が交渉に参加したことによって TPP 交渉はその性格が一変した。それは、アメリカの多国籍企業の利益と権利を擁護し、アジア太平洋地域におけるアメリカの政治的外交的影響力を強めるための、「アメリカによるアメリカ多国籍企業のための」手段に転換した。アメリカは、TPP 交渉の推進を通じて、NAFTA を超える高い水準の投資家（多国籍企業）保護を盛り込み、それをアジア太平洋地域全体に拡大することをねらっている。その意味で、TPP は、1980 年代に果たせなかった多数国間投資協定の「環太平洋」版ということができる。P9 は、そのためのステップであり、それ自体に大きな経済的効果はない。

**Public Citizen** その他が指摘しているように、従来の FTA、さらに高い基準の投資家保護を盛り込んだ TPP は、関係諸国の政府が自国の経済、環境、労働権などの保護、公共的目的から実施されるさまざまな政策を困難にする。とくに、海外の企業が、受け入れ国の政府の政策や地方自治組織による独自の規制などが不利益を及ぼしたという理由で、損害賠償を国外の審判所に求めるメカニズムは、政府の広範な政策を制約し、国際紛争を増加させる危険性をはらんでいる。この点は、MAI 交渉過程で米国をふくむいくつかの国で地方自治体による反対運動が起きた理由の一つである。

アメリカのような強大な「先進工業国」とベトナムのような途上国が対等な立場で FTA を結ぶことは、

それぞれの国の雇用、賃金、労働者の権利、労働条件、その他に甚大な影響を及ぼす可能性がある。アメリカの多国籍企業によるオフショアリングの一層の進展は、1970年代以降の新自由主義的政策のもとで失われてきた労働者の権利をさらに制約し、失業増加、賃金低下、労働条件悪化、所得格差拡大を招来する可能性が大きい。

利用可能な研究に拠る限り、TPPが、米国オバマ政権の掲げる輸出増加、雇用創出に貢献する可能性はほとんどない。アメリカの多くの国民がすでに認識しているように、NAFTAタイプの貿易・投資の自由化は、多国籍企業の利益増進だけが目的であり、国民経済と労働者・市民の福利には逆に不利益をもたらす。

TPP交渉の見通しはきわめて不透明である。WTOドーハラウンドが各国利害の調整困難で順調に進捗しないことと、アメリカ経済の回復、とりわけ国際収支の改善と雇用創出のために新しい経済政策を打ち出すことを迫られているオバマ政権にとって、TPP交渉を成功裏に妥結させ、少なくとも日本をそこに引き入れることは最低限の目標であろうが、目論み通り進む見通しは立っていない。

とくに、ニュージーランドとの農産物・酪農製品の取引をどうするのか、ベトナム、ブルネイの労働問題をどうするのか、米国以外のP8が考えている金融サービス・投資自由化の基準と米国財界が期待するそれとの乖離を埋め合わせることは容易ではないであろう。TPP交渉は、米国・オバマ政権にとっても、明確に勝算があつての交渉ではなく、複雑な矛盾をはらんだ交渉である。

ひるがえって日本について考えてみると、日本は従来EU諸国や韓国に比べてFTA締結に関して遅れてきたことは事実であるが、だからといって、アメリカ主導のTPPに参加することには、輸出企業にとっての部分的な関税上の不利益回復と当該地域に進出している企業の権利保護以外に、ほとんど利益がない。

経済産業省などが期待しているTPPの「成長効果」の評価は、架空の数字である。かれらが利用する一般均衡論に拠る評価モデル（ミシガン大学の3人の研究者が開発した、ミシガンモデルが知られている）は、報告者の見るところでは、ヘッジファンドや金融機関のリスク評価モデル（VAR）と基本的に同じ致命的な欠陥を含んでいる。それは、比較的直近のデータに依拠し、消費者行動、市場構造、産業技術、投資、資本取引、予想される参入障壁撤廃その他の予測に関してかなり恣意的な仮定を置いたうえで、TPPがもたらすさまざまな制度変更のコストを度外視し、また、制度の揺れ戻しなどの可能性を度外視した上で、多くの場合過度に楽観的な「効果」を導き出すように設計されている。このようなモデルの説明とそれにもとづくアメリカ経済への影響評価については、下記の文献を見られたい。

James Jackson, Trade Agreements: Impact on the US Economy, CRS Report for Congress, March 11, 2010.

日本のTPP参加の問題点に関しては、前掲の中野(2011)、萩原(2011)、農林中金総合研究所(2011)その他がすでに十分明らかにしているので今回は立ち入らない。

いずれにしても、東日本大震災と原発事故で甚大な経済的・政治的危機のさなかにある日本が、その成果が明確ではないTPP交渉に参加することは、そうでなくても「国難」状況といわれる目下の政治・経済状況をいっそう混迷させるだけである。